議案第２号

資料３

令和７年６月●日
横手市地域公共交通活性化協議会

１．地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

横手市は、東側が奥羽山脈、西側は出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央部に位置し、東西は45km、南北は35km、総面積692.80㎢という広大な面積を有している。
市内公共交通は、鉄道2路線、路線バス14路線、タクシー会社8社などにより構成されている。鉄道については、南北に奥羽本線、東方向に北上線が運行し、秋田市や大仙市、湯沢市、北上市などと結ばれている。路線バスは、横手駅に隣接した横手バスターミナルを基点とし、放射状に運行されている。
近年は自家用車の普及や人口減少などの要因により公共交通の利用者は激減している。特に乗合バスは、市内完結路線のほとんどが赤字路線であり、路線維持のため市では毎年多額の財政支出を行っている。また、今後の更なる路線改廃も懸念されており、将来を見据えた公共交通体系への見直しが求められている。

市では、平成23年3月に「横手市地域公共交通総合連携計画」を策定し、「安心で住みよいまちづくり」に向けて、高齢化に対応したモビリティの確保、将来にわたり持続可能な公共交通システムの構築を目指し、デマンド型乗合タクシーである「横手デマンド交通」と、市街地の一部に設定した中心部バスゾーンをエリアとする「循環バス」の運行を、平成25年10月から開始したところである。

平成31年4月に「横手市地域公共交通網形成計画」を策定し、地域の実情に即した交通体系の在り方を模索してきたが、計画期間中に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大もあり、従前からの公共交通利用者の減少傾向には歯止めがかかっていない状況である。令和6年3月には、令和5年度に計画期間終了の横手市地域公共交通網形成計画の評価を行うとともに、将来にわたって持続可能な地域公共交通体系の構築に向けた市全体の方向性を示す「横手市地域公共交通計画」を策定したところであり、市民が日常生活を営む上で支障なく移動手段が確保されていることを目指している。

今回、地域公共交通確保維持改善事業の対象とした路線（以下「対象路線」という。）は、主に市の郊外地域から主要な公共施設や病院、商業施設などが集まる中心地域までの移動に利用されている。対象路線は、各バス路線の起終点である横手バスターミナルからの乗り換えも多く、各地域間の移動手段として重要な役割を果たしており、特に自家用車を持たない住民の移動手段として、その維持確保が必要とされている。
市民の生活の足の確保は地域の活力となるとともに、地域活性化にもつながるものであり、「安全で住みよいまちづくり」の実現のためには、横手デマンド交通と循環バスのそれぞれのメリットを生かした公共交通サービスは必要不可欠となっている。

２．地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（１）事業の目標

横手市の実態に即した、将来にわたり持続可能な公共交通サービスを実施していく。また、横手デマンド交通並びに市内循環バスの相互連携により、より効率的な公共交通ネットワーク構築の実現を目指す。

		実績値（令和6年）	目標値（令和8年）	目標値（令和9年）	目標値（令和10年）	目標値（令和11年）
横手デマンド交通	年間利用人数	34,085人	31,575人	31,049人	30,647人	30,373人
	一人あたりの財政支出	933円	996円	1,000円	1,000円	1,000円
循環バス	年間利用人数	42,435人	32,258人	31,097人	30,288人	29,791人
朝日が丘上台線3	年間利用人数	4,918人	4,500人	4,600人	4,500人	4,700人
朝日が丘上台線9	年間利用人数	2,769人	2,500人	2,600人	2,500人	2,700人
朝日が丘上台線10	年間利用人数	3,158人	3,000人	3,100人	3,000人	3,200人
大森線10	年間利用人数	8,168人	7,600人	7,800人	7,600人	7,800人
山内線4	年間利用人数	3,504人	3,200人	3,300人	3,200人	3,300人
山内線9	年間利用人数	2,788人	2,500人	2,600人	2,500人	2,600人
横手本荘線2	年間利用人数	7,155人	6,600人	6,800人	6,600人	6,800人
横手本荘線13	年間利用人数	1,906人	1,700人	1,800人	1,700人	1,800人
地域内フィーダー系統に係る市負担額		74,775千円	76,000千円	76,000千円	76,000千円	76,000千円
公共交通機関の利便性に係る満足度		39.6%（※）非常に満足1.2% 満足10.8% やや満足27.6%	45%	46%	47%	48%

（目標値、目標値の考え方については、「横手市地域公共交通計画」P.58～59を参照）

注:「地域内フィーダー系統に係る市負担額」は特定の事業者に限定しない全体の額であり、「公共交通機関の利便性に係る満足度」はフィーダー系統に限らない市の公共交通全体に対する指標である。

※令和6年度横手市まちづくりアンケート調査結果より（問10項目24「公共交通機関の利便性の向上」についての満足度）

（２）事業の効果

地域内フィーダー系統を確保することで、以下の効果が期待できる。
・市内全域の交通手段の確保（交通不便地域の解消率 100%）
・既存公共交通との連携により、効率的な運行体系の実現（既存公共交通の再編）
・外出機会の増大による社会参加や地域活性化の促進
・病院や商業施設へのアクセス確保による生活環境の向上

３．２．の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

◎生活バス路線の維持（羽後交通、横手市）
・利用状況に合わせたダイヤの調整
・公共施設等の整備状況を踏まえた運行ルートの見直し
・交通結節点の利便性向上

◎地域内交通の整理・見直し（横手市、羽後交通、タクシー事業者）
・横手市循環バスの運行形態の見直し
・横手デマンド交通の維持と運行内容の協議継続
・廃止代替交通の整理・見直し

令和６事業年度における事業評価の結果、目標を達成できた路線もあったが、一方でデマンド交通や地域内フィーダー系統バス路線においては、バス時刻表を市内全戸に配布し、利用者への周知に努めたものの、コロナ禍を経た生活様式の変遷やダイヤ改正による運休・減便などの影響から、ほとんどの路線で利用者数の目標値には達しなかった（朝日が丘上台線３、朝日が丘上台線１０、大森線１０、山内線４、山内線９、横手本荘線２、横手本荘線１３）。

１次評価では、利用者の定着や新規利用者の獲得に向け、利用ニーズに合った運行となるよう事業者と連携して協議・検討を継続していくこととしているほか、利用状況を事業者とともに注視しながら実態に即したダイヤ設定及び目標設定を行うことや事業者と連携しながら、利用ニーズに応じて見直し等を検討し利便性向上を図ることとした。２次評価では、目標達成に至らなかった系統を中心に、原因分析を行い、運行の見直し等を含む利便性の向上や新規需要の掘り起こしを含むさらなる利用促進が図られることを期待する。その際、福祉関係者等他分野の関係者や地域住民を巻き込むなど、多様な主体と連携した取組が行われることを期待すると助言された。

これを踏まえ、令和８事業年度においては、以下の事業を行い、利便性向上に向けた最適化を検討していく。
・横手市循環バスの運行ルートの見直し（協議会）
・交通空白地等の地域概況データの収集・可視化と公共ライドシェア導入の検討（協議会）

（「横手市地域公共交通計画」P.45～P.47 参照）

４．地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者

表１を添付。

５．地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
横手市地域公共交通活性化協議会から運行事業者への補助金額については、運行経費の９割から運賃収入及び国庫補助金を差し引いた差額分を負担することとしている。
６．２．の目標・効果の評価手法及び測定方法
・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施
７．別表１の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日１日当たりの運行回数が３回以上で足りると認めた系統の概要 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
８．別表１の補助対象事業の基準ニに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
９．生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 **【地域間幹線系統のみ】**
※該当なし
10．地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 **【地域内フィーダー系統のみ】**
表５を添付。
11．車両の取得に係る目的・必要性 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
12．車両の取得に係る定量的な目標・効果 **【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし

（２）事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額**【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） **【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 **【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
（１）事業の目標
※該当なし
（２）事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額**【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】**
※該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

【平成 30 年度】
・平成 30 年 5 月 28 日（第１回）　狭半内共助運営体による自家用有償旅客運送について
・平成 30 年 6 月 25 日（第２回）　平成 31 年度横手市生活交通確保維持改善計画を承認
・平成 30 年 11 月 29 日（第３回）　横手市地域公共交通網形成計画について
・平成 30 年 12 月 21 日（第４回）　横手市地域公共交通網形成計画について（継続）
・平成 31 年 1 月 25 日（第５回）　横手市地域公共交通網形成計画について（継続）
・平成 31 年 3 月 19 日（第６回）　横手市地域公共交通網形成計画を承認

【令和元年度】
・令和元年 6 月 27 日（第１回）　令和２年度横手市生活交通確保維持改善計画を承認
・令和元年 9 月 25 日（第２回）　自家用有償旅客運送「上畑線」における乗降場所の追加について
代替交通「睦合線」委託事業者の変更について
スクールバスを活用した有償運送実証実験について
・令和元年 11 月 12 日（第３回）　スクールバスを活用した有償運送実証実験について（継続）
【令和２年度】
・令和 2 年 6 月 26 日（第１回）　令和３年度横手市生活交通確保維持改善計画を承認
・令和 2 年 10 月 20 日（第２回）　自家用有償旅客運送「柏木・大森病院線」本格運行への移行
代替交通「睦合線」停留所一部変更
公共交通回数券の利用対象事業者追加（介護タクシー）について
・令和 2 年 12 月 28 日（書面協議）地域内フィーダー系統確保維持改善事業の事業評価

【令和３年度】
・令和 3 年 6 月 29 日（第１回）　令和４年度横手市生活交通確保維持改善計画を承認
・令和 4 年 1 月 18 日（書面協議）地域内フィーダー系統確保維持改善事業の事業評価

【令和４年度】
・令和 4 年 6 月 24 日（第１回）　令和５年度横手市生活交通確保維持改善計画を承認
自家用有償旅客運送の登録有効期間更新について合意
・令和 5 年 1 月 25 日（書面協議）地域内フィーダー系統確保維持改善事業の事業評価
・令和 5 年 2 月 13 日（第３回）　横手市循環バスの減便について
羽後交通「角間川線」の廃止について

【令和５年度】
・令和 5 年 5 月 10 日（第１回）　路線バス角間川線の廃止に係る代替の措置について
・令和 5 年 6 月 28 日（第２回）　令和６年度横手市生活交通確保維持改善計画を承認
・令和 5 年 7 月 26 日（第３回）　横手デマンド交通の利用料金の改定について
・令和 5 年 10 月 5 日（第４回）　横手市地域公共交通計画の骨子案について
・令和 5 年 11 月 22 日（第５回）　横手市地域公共交通計画の素案について
・令和 6 年 1 月 12 日（書面決議）地域内フィーダー系統確保維持改善事業の事業評価
・令和 6 年 2 月 19 日（第７回）　横手市地域公共交通計画（案）について

【令和６年度】
・令和 6 年 6 月 27 日（第１回）　令和７年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）を承認
・令和 6 年 8 月 23 日（第２回）　乗合タクシー角間川線試験運行終了について
・令和 7 年 1 月 21 日（書面決議）地域内フィーダー系統確保維持改善事業の事業評価
・令和 7 年 3 月 14 日（第４回）　横手市地域公共交通活性化協議会規約等の一部改正等について

【令和７年度】
・令和 7 年 6 月 24 日（第１回）　令和８年度地域公共交通計画（地域内フィーダー系統）を承認

19. 利用者等の意見の反映状況

・横手市地域公共交通活性化協議会への住民代表の参加
・令和５年度公共交通に関する市民アンケート調査による住民意見の反映
・地域別意見交換会の実施
・毎年の横手市まちづくりアンケートによる住民意向の把握（満足度等）
・デマンド交通利用者への聞き取り調査（随時の抽出調査）による意見聴取

20. 乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う地域の概要
【乗用タクシーの運賃低廉化措置を行う場合のみ】

（１）過去に乗合旅客の運送を行っていた乗合バス事業等

（２）交通手段の検討状況

【本計画に関する担当者・連絡先】
（住　所）秋田県横手市中央町８番２号
（所　属）横手市地域公共交通活性化協議会
（横手市総務企画部経営企画課）
（氏　名）田中　榛菜
（電　話）０１８２－３５－２１６４
（e-mail）kikaku@city.yokote.lg.jp

注意：　本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。
実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。
各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記２．・３．については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります）。
※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R8年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
横手市	つばめ自動車株式会社	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	365日	4,600回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統の横手・湯沢線、横手・大曲線と横手バスターミナルで接続	③
	合資会社浅舞タクシー	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	365日	2,800回			区域	①・②(1)		③
	合同会社沼館タクシー	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	365日	3,000回			区域	①・②(1)		③
	さとみタクシー有限会社	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	365日	4,500回			区域	①・②(1)		③
	合資会社大森タクシー	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	365日	2,300回			区域	①・②(1)		③
	有限会社ユニオン交通	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	365日	4,300回			区域	①・②(1)		③
	よこてタクシー株式会社	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	365日	3,100回			区域	①・②(1)		③
	羽後交通株式会社	(2)　横手市循環バス	横手バスターミナル	横手病院前	横手バスターミナル	往29.1km 循環	365日	3,522回			路線定期	①・②(1)		③
		(3) 1　朝日が丘上台線3	横手バスターミナル	横手病院前	上台	往7.1km	237日	355.5回			路線定期	①・②(1)		③
		(3) 2　朝日が丘上台線3	上台	横手病院前	横手バスターミナル	復7.4km	237日	355.5回			路線定期	①・②(1)		③
		(4)　朝日が丘上台線9	横手駅東口	朝日が丘四丁目南口	横手バスターミナル	往14.7km 復0.0km	237日	237回			路線定期	①・②(1)		③
		(5) 朝日が丘上台線10	横手駅東口	朝日が丘四丁目南口	横手バスターミナル	往14.1km 復0.0km	237日	355.5回			路線定期	①・②(1)		③
		(6)　1　大森線10	横手バスターミナル	大森地域局前	大森病院前	往17.9km	237日	592.5回			路線定期	①・②(1)		③
		(6)　2　大森線10	大森病院前	大森地域局前	横手バスターミナル	復17.7km	237日	711回			路線定期	①・②(1)		③
		(7)　山内線4	横手駅東口	平鹿振興局前	三ツ又温泉入口	往23.9km 復0.0km	237日	474回			路線定期	①・②(1)		③
		(8)　山内線9	三ツ又温泉入口	平鹿振興局前	横手バスターミナル	往23.2km 復0.0km	237日	355.5回			路線定期	①・②(1)		③
		(9)　1　横手本荘線2	横手バスターミナル	平成高校前	坂の下	往24.9km	365日	365回			路線定期	①・②(1)		③
		(9)　2　横手本荘線2	坂の下	平成高校前	横手バスターミナル	復24.4km	365日	182.5回			路線定期	①・②(1)		③
		(10)　横手本荘線13	坂の下	平鹿総合病院前	横手バスターミナル	往27.7km 復0.0km	365日	182.5回			路線定期	①・②(1)		③

（注）

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R9年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
横手市	つばめ自動車株式会社	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	365日	4,600回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統の横手・湯沢線、横手・大曲線と横手バスターミナルで接続	③
	合資会社浅舞タクシー	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	365日	2,800回			区域	①・②(1)		③
	合同会社沼館タクシー	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	365日	3,000回			区域	①・②(1)		③
	さとみタクシー有限会社	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	365日	4,500回			区域	①・②(1)		③
	合資会社大森タクシー	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	365日	2,300回			区域	①・②(1)		③
	有限会社ユニオン交通	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	365日	4,300回			区域	①・②(1)		③
	よこてタクシー株式会社	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	365日	3,100回			区域	①・②(1)		③
	羽後交通株式会社	(2)　横手市循環バス	横手バスターミナル	横手病院前	横手バスターミナル	往29.1km 循環	365日	3,522回			路線定期	①・②(1)		③
		(3) 1　朝日が丘上台線3	横手バスターミナル	横手病院前	上台	往7.1km	237日	355.5回			路線定期	①・②(1)		③
		(3) 2　朝日が丘上台線3	上台	横手病院前	横手バスターミナル	復7.4km	237日	355.5回			路線定期	①・②(1)		③
		(4)　朝日が丘上台線9	横手駅東口	朝日が丘四丁目南口	横手バスターミナル	往14.7km 復0.0km	237日	237回			路線定期	①・②(1)		③
		(5) 朝日が丘上台線10	横手駅東口	朝日が丘四丁目南口	横手バスターミナル	往14.1km 復0.0km	237日	355.5回			路線定期	①・②(1)		③
		(6)　1　大森線10	横手バスターミナル	大森地域局前	大森病院前	往17.9km	237日	592.5回			路線定期	①・②(1)		③
		(6)　2　大森線10	大森病院前	大森地域局前	横手バスターミナル	復17.7km	237日	711回			路線定期	①・②(1)		③
		(7)　山内線4	横手駅東口	平鹿振興局前	三ツ又温泉入口	往23.9km 復0.0km	237日	474回			路線定期	①・②(1)		③
		(8)　山内線9	三ツ又温泉入口	平鹿振興局前	横手バスターミナル	往23.2km 復0.0km	237日	355.5回			路線定期	①・②(1)		③
		(9)　1　横手本荘線2	横手バスターミナル	平成高校前	坂の下	往24.9km	365日	365回			路線定期	①・②(1)		③
		(9)　2　横手本荘線2	坂の下	平成高校前	横手バスターミナル	復24.4km	365日	182.5回			路線定期	①・②(1)		③
		(10)　横手本荘線13	坂の下	平鹿総合病院前	横手バスターミナル	往27.7km 復0.0km	365日	182.5回			路線定期	①・②(1)		③

（注）

1．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2．区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3．「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4．「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す

5．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6．「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R10年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
横手市	つばめ自動車株式会社	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	366日	4,600回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統の横手・湯沢線、横手・大曲線と横手バスターミナルで接続	③
	合資会社浅舞タクシー	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	366日	2,800回			区域	①・②(1)		③
	合同会社沼館タクシー	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	366日	3,000回			区域	①・②(1)		③
	さとみタクシー有限会社	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	366日	4,500回			区域	①・②(1)		③
	合資会社大森タクシー	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	366日	2,300回			区域	①・②(1)		③
	有限会社ユニオン交通	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	366日	4,300回			区域	①・②(1)		③
	よこてタクシー株式会社	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	366日	3,100回			区域	①・②(1)		③
	羽後交通株式会社	(2)　横手市循環バス	横手バスターミナル	横手病院前	横手バスターミナル	往29.1km 循環	366日	3,522回			路線定期	①・②(1)		③
		(3) 1　朝日が丘上台線3	横手バスターミナル	横手病院前	上台	往7.1km	238日	357回			路線定期	①・②(1)		③
		(3) 2　朝日が丘上台線3	上台	横手病院前	横手バスターミナル	復7.4km	238日	357回			路線定期	①・②(1)		③
		(4)　朝日が丘上台線9	横手駅東口	朝日が丘四丁目南口	横手バスターミナル	往14.7km 復0.0km	238日	238回			路線定期	①・②(1)		③
		(5) 朝日が丘上台線10	横手駅東口	朝日が丘四丁目南口	横手バスターミナル	往14.1km 復0.0km	238日	357回			路線定期	①・②(1)		③
		(6)　1　大森線10	横手バスターミナル	大森地域局前	大森病院前	往17.9km	238日	595回			路線定期	①・②(1)		③
		(6)　2　大森線10	大森病院前	大森地域局前	横手バスターミナル	復17.7km	238日	714回			路線定期	①・②(1)		③
		(7)　山内線4	横手駅東口	平鹿振興局前	三ツ又温泉入口	往23.9km 復0.0km	238日	476回			路線定期	①・②(1)		③
		(8)　山内線9	三ツ又温泉入口	平鹿振興局前	横手バスターミナル	往23.2km 復0.0km	238日	357回			路線定期	①・②(1)		③
		(9)　1　横手本荘線2	横手バスターミナル	平成高校前	坂の下	往24.9km	366日	366回			路線定期	①・②(1)		③
		(9)　2　横手本荘線2	坂の下	平成高校前	横手バスターミナル	復24.4km	366日	183回			路線定期	①・②(1)		③
		(10)　横手本荘線13	坂の下	平鹿総合病院前	横手バスターミナル	往27.7km 復0.0km	366日	183回			路線定期	①・②(1)		③

（注）

1．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2．区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3．「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4．「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す

5．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6．「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1　地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者（地域内フィーダー系統）

R11年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等（申請番号）	運行系統			系統キロ程	計画運行日数	計画運行回数	利便増進特例措置	運送継続特例措置	地域内フィーダー系統の基準適合（別表7・別表9・別表10）			
			起点	経由地	終点						運行態様の別	基準ハで該当する要件（別表7・9）	補助対象地域間幹線系統等と接続の確保	基準ホで該当する要件（別表7のみ）
横手市	つばめ自動車株式会社	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	365日	5,300回			区域	①・②(1)	補助対象地域間幹線系統の横手・湯沢線、横手・大曲線と横手バスターミナルで接続	③
	合資会社浅舞タクシー	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	365日	2,400回			区域	①・②(1)		③
	合同会社沼館タクシー	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	365日	3,300回			区域	①・②(1)		③
	さとみタクシー有限会社	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	365日	5,000回			区域	①・②(1)		③
	合資会社大森タクシー	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	365日	2,600回			区域	①・②(1)		③
	有限会社ユニオン交通	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	365日	4,700回			区域	①・②(1)		③
	よこてタクシー株式会社	(1)　横手デマンド交通		横手市内		往　km 復　km	365日	3,500回			区域	①・②(1)		③
	羽後交通株式会社	(2)　横手市循環バス	横手バスターミナル	横手病院前	横手バスターミナル	往29.1km 循環	365日	3520回			路線定期	①・②(1)		③
		(3) 1　朝日が丘上台線3	横手バスターミナル	横手病院前	上台	往7.1km	235日	352.5回			路線定期	①・②(1)		③
		(3) 2　朝日が丘上台線3	上台	横手病院前	横手バスターミナル	復7.4km	235日	352.5回			路線定期	①・②(1)		③
		(4)　朝日が丘上台線9	横手駅東口	朝日が丘四丁目南口	横手バスターミナル	往14.7km 復0.0km	235日	235回			路線定期	①・②(1)		③
		(5) 朝日が丘上台線10	横手駅東口	朝日が丘四丁目南口	横手バスターミナル	往14.1km 復0.0km	235日	352.5回			路線定期	①・②(1)		③
		(6)　1　大森線10	横手バスターミナル	大森地域局前	大森病院前	往17.9km	235日	587.5回			路線定期	①・②(1)		③
		(6)　2　大森線10	大森病院前	大森地域局前	横手バスターミナル	復17.7km	235日	705回			路線定期	①・②(1)		③
		(7)　山内線4	横手駅東口	平鹿振興局前	三ツ又温泉入口	往23.9km 復0.0km	235日	470回			路線定期	①・②(1)		③
		(8)　山内線9	三ツ又温泉入口	平鹿振興局前	横手バスターミナル	往23.2km 復0.0km	235日	352.5回			路線定期	①・②(1)		③
		(9)　1　横手本荘線2	横手バスターミナル	平成高校前	坂の下	往24.9km	365日	365回			路線定期	①・②(1)		③
		(9)　2　横手本荘線2	坂の下	平成高校前	横手バスターミナル	復24.4km	365日	182.5回			路線定期	①・②(1)		③
		(10)　横手本荘線13	坂の下	平鹿総合病院前	横手バスターミナル	往27.7km 復0.0km	365日	182.5回			路線定期	①・②(1)		③

（注）

1．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。

2．区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

3．「系統キロ程」については、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

4．「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用（別表9又は別表10）を受けて補助対象となる場合のみ「〇」を記載す

5．「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

6．「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。

7．乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

8．本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5　地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	横手市

（単位：人）

	人　口
人口集中地区以外	74,350
交通不便地域等	85,555

交通不便地域等の内訳

人　口	対象地区	根拠法
85,555	横手市	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
横手市地域公共交通計画	令和6年3月14日	

（1）記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2．（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

（2）添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）

令和7年度4月1日改正

（上台線）

朝日が丘～横手バスターミナル～横手病院～横手高校～上台

朝日が丘四丁目南口発	横手バスターミナル発	四日町上丁発	南小学校前発	横手病院前発	本町発	幸町発	横手高校前発	見入野発	上台着
◎ 6:50	7:03	7:06	7:08	7:11	7:12	7:13	7:18	…	…
◎ 7:15	7:28	7:31	7:33	7:36	7:37	7:38	7:43	7:44	7:48
	9:10	9:13	9:15	9:18	9:19	9:20	9:25	9:26	9:30
	16:00	16:03	16:05	16:08	16:09	16:10	16:15	16:16	16:20
	17:20	17:23	17:25	17:28	17:29	17:30	17:35	17:36	17:40

申請番号3-1
朝日が丘上台3

上台発	見入野発	横手高校前発	幸町発	本町発	横手病院前発	南小学校前発	四日町上丁発	横手バスターミナル着
7:55	7:55	8:00	8:01	8:02	8:07	8:07	8:09	8:15
9:45	9:45	9:50	9:51	9:52	9:57	9:57	9:59	10:05
16:25	16:25	16:30	16:31	16:32	16:37	16:37	16:39	16:45

申請番号3-2
朝日が丘上台3

全便、土・日・祝及びお盆期間（8月9日～17日）と年末年始（12月27日～1月4日）は運休となります。

◎印は、安田原経由

令和7年度4月1日改正

(朝日が丘線)

横手駅東口 ＜ 安田原～イオン前～秋田ふるさと村～朝日が丘四丁目～平鹿総合病院
平鹿総合病院～朝日が丘四丁目～秋田ふるさと村～イオン前～安田原 ＞ 横手ﾊﾞｽﾀｰﾐﾅﾙ～横手高校～上台

横手駅東口発	横手バスターミナル発	神明町発	安田原発	イオン前発	秋田ふるさと村発	朝日が丘四丁目南口発	横手駅西口発	平鹿総合病院前発	横手駅東口着	横手バスターミナル着
9:35	9:36	9:39	9:41	9:47	9:50	9:54	10:03	10:10	10:18	10:19
11:25	11:26	11:29	11:31	11:37	11:40	11:44	11:53	12:00	12:08	12:09

申請番号4
朝日が丘上台9

横手駅東口発	横手バスターミナル発	平鹿総合病院前発	横手駅西口発	朝日が丘四丁目南口発	秋田ふるさと村発	イオン前発	安田原発	横山発	横手駅東口着	横手バスターミナル着	横手高校前発	上台着
				6:50	―	―	6:57	6:58	―	7:03	7:18	・・・
				7:15	―	―	7:22	7:23	―	7:28	7:43	7:48
12:50	12:51	12:59	13:07	13:16	13:20	13:23	13:26	13:27	13:33	13:34	・・・	・・・
15:00	15:01	15:09	15:17	15:26	15:30	15:33	15:36	15:37	15:43	15:44	・・・	・・・
17:10	17:11	17:19	17:27	17:36	17:40	17:43	17:46	17:47	17:53	17:54	・・・	・・・

全便、土・日・祝及びお盆期間（8月9日～17日）と年末年始（12月27日～1月4日）は運休となります。

申請番号5
朝日が丘上台10

令和7年度4月1日改正

（大森線）

横手バスターミナル～田根森郵便局～大森病院前

横手バスターミナル発	住吉町発	伏山発	赤川発	塚堀発	田根森郵便局前発	大雄地域局前発	阿気郵便局前発	大森地域局前発	大森八日町発	大森病院前着
9:30	9:31	9:34	9:38	9:41	9:46	9:47	9:51	9:58	9:59	10:04
11:20	11:21	11:24	11:28	11:31	11:36	11:37	11:41	11:48	11:49	11:54
12:50	12:51	12:54	12:58	13:01	13:06	13:07	13:11	13:18	13:19	13:24
15:40	15:41	15:44	15:48	15:51	15:56	15:57	16:01	16:08	16:09	16:14
18:00	18:01	18:04	18:08	18:11	18:16	18:17	18:21	18:28	18:29	18:34

申請番号6-1
大森10

大森病院前発	大森八日町発	大森地域局前発	阿気郵便局前発	大雄地域局前発	田根森郵便局前発	塚堀発	赤川発	伏山発	住吉町発	横手バスターミナル着
6:50	6:51	6:56	6:59	7:03	7:08	7:09	7:12	7:16	7:19	7:23
8:10	8:11	8:16	8:19	8:23	8:28	8:29	8:32	8:36	8:39	8:43
10:10	10:11	10:16	10:19	10:23	10:28	10:29	10:32	10:36	10:39	10:43
12:00	12:01	12:06	12:09	12:13	12:18	12:19	12:22	12:26	12:29	12:33
13:30	13:31	13:36	13:39	13:43	13:48	13:49	13:52	13:56	13:59	14:03
16:25	16:26	16:31	16:34	16:38	16:43	16:44	16:47	16:51	16:54	16:58

申請番号6-2
大森10

全便、土・日・祝及びお盆期間（8月9日～17日）と年末年始（12月27日～1月4日）は運休となります。

令和7年度4月1日改正

（山内線）

横手駅東口･ターミナル～清陵学院～相野々～三ツ又温泉入口

（平野沢～三ッ又温泉入口間フリーバス）

横手駅東口発	横手バスターミナル発	平鹿振興局前発	横手清陵学院前発	板井沢発	相野々駅前発	筏発	南郷温泉前発	学習交流センター前発	三ツ又温泉入口着
7:40	7:41	7:46	7:48	7:52	8:00	8:03	8:08	8:13	8:21
12:20	12:21	12:26	12:28	12:32	12:40	12:43	12:48	12:53	13:01
15:50	15:51	15:56	15:58	16:02	16:10	16:13	16:18	16:23	16:31
18:00	18:01	18:06	18:08	18:12	18:20	18:23	18:28	18:33	18:41

申請番号7
山内4

三ツ又温泉入口発	学習交流センター前発	南郷温泉前発	筏発	相野々駅前発	板井沢発	横手清陵学院前発	平鹿振興局前発	横手駅東口発	横手バスターミナル着
8:40	8:48	8:49	8:54	9:01	9:05	9:13	9:15	9:19	9:20
13:15	13:23	13:24	13:29	13:36	13:40	13:48	13:50	13:54	13:55
16:50	16:58	16:59	17:04	17:11	17:15	17:23	17:25	17:29	17:30

申請番号8
山内9

全便、土・日・祝及びお盆期間（8月9日～17日）と年末年始（12月27日～1月4日）は運休となります。

令和7年度4月1日改正

（本荘線）

横手バスターミナル～平鹿総合病院～浅舞～沼館～大沢～玉米～本荘営業所

横手バスターミナル発	平鹿総合病院前発	横手駅西口発	中山発	平成高校前発	新町発	浅舞小学校前発	東里発	新道角発	沼館着	大沢上丁発	坂の下着発	玉米発	道の駅黄桜の里発	本荘営業所着
● 7:10	---	---	7:19	7:26	7:29	7:36	7:40	7:47	7:49	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
7:45	---	---	7:54	8:01	8:04	8:11	8:15	8:22	---	8:29	8:34	・・・	・・・	・・・
● 9:30	---	---	9:41	9:46	9:51	9:56	10:02	10:07	---	10:16	10:19	10:31	10:33	11:26
12:30	---	---	12:39	12:46	12:49	12:56	13:00	13:07	---	13:14	13:19	・・・	・・・	・・・
● 14:50	---	---	15:01	15:06	15:11	15:16	15:22	15:27	---	15:36	15:39	15:51	15:53	16:46
● 15:30	15:38	15:43	15:46	15:53	15:56	16:03	16:07	16:14	16:16	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
16:30	---	---	16:39	16:46	16:49	16:56	17:00	17:07	17:09	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・
● 17:30	---	---	17:41	17:46	17:51	17:56	18:02	18:07	---	18:16	18:19	18:31	18:33	19:26
◎● 18:20	---	---	18:29	18:36	18:39	18:46	18:50	18:57	18:59	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

本荘営業所発	道の駅黄桜の里発	玉米発	坂の下発	大沢上丁発	沼館発	新道角発	東里発	浅舞小学校前発	新町発	平成高校前発	中山発	横手駅西口発	平鹿総合病院前発	横手バスターミナル着
					※ 6:50	6:52	6:55	7:03	7:06	7:14	7:17	---	---	7:30
					● 7:20	7:22	7:25	7:33	7:36	7:43	7:46	7:53	7:58	8:06
● 6:40	7:30	7:32	7:44	7:47	---	7:56	8:01	8:07	8:12	8:17	8:22	---	---	8:31
			8:55	8:56	---	9:07	9:10	9:18	9:21	9:28	9:31	9:38	9:43	9:51
			13:50	13:51	---	14:02	14:05	14:13	14:16	14:23	14:26	---	---	14:37
● 14:30	15:23	15:25	15:37	15:40	---	15:49	15:54	16:00	16:05	16:10	16:15	---	---	16:24
					● 16:25	16:27	16:30	16:38	16:41	16:48	16:51	---	---	17:02
					17:20	17:22	17:25	17:33	17:36	17:43	17:46	---	---	17:57
● 17:30	18:20	18:22	18:34	18:37	---	18:46	18:51	18:57	19:02	19:07	19:12	---	---	19:21

申請番号9-1
横手本荘2

申請番号10
横手本荘13

申請番号9-2
横手本荘2

●印は、土・日・祝及びお盆期間（8月9日～8月17日）と年末年始（12月27日～1月4日）は運休となります。

◎印は、横手高校始発（18:09発）

※印は、横手高校直通（7:39着）

地域内フィーダー系統申請系統

申請番号3－1、3－2
路線名：朝日が丘上台3
系統キロ：往路7．1km（3-1）
復路7．4km（3-2）

地域内フィーダー系統申請系統

申請番号4
路線名:朝日が丘上台9
距離数:往路14．7km
　　復路　0．0km

地域内フィーダー系統申請系統

申請番号5
路線名:朝日が丘上台10
距離数:往路14．1km
　　復路　0．0km

地域内フィーダー系統申請系統

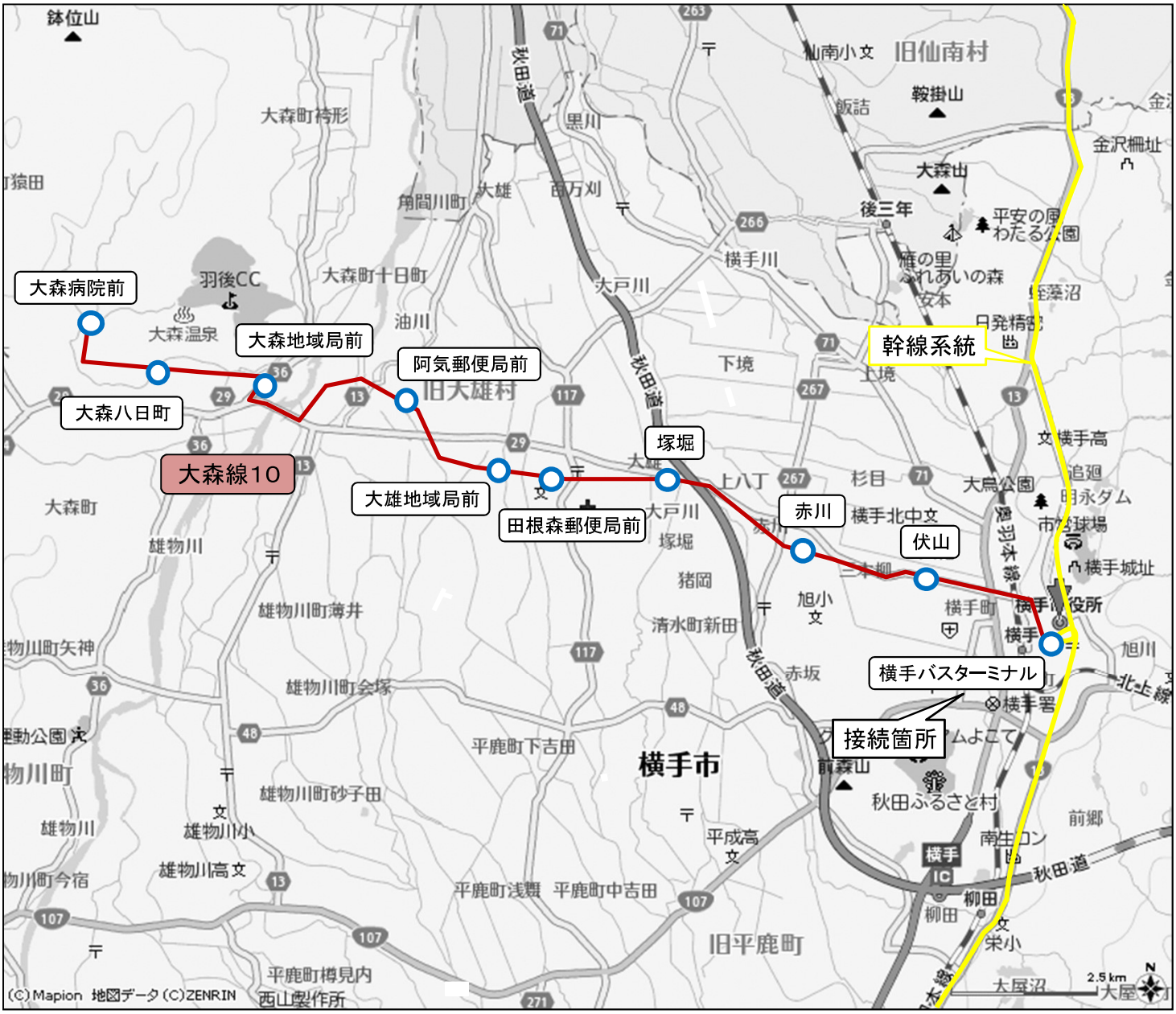

申請番号6－1、6－2
路線名：大森線10
距離数：往路17．9km（6-1）
　　復路17．7km（6-2）

地域内フィーダー系統申請系統

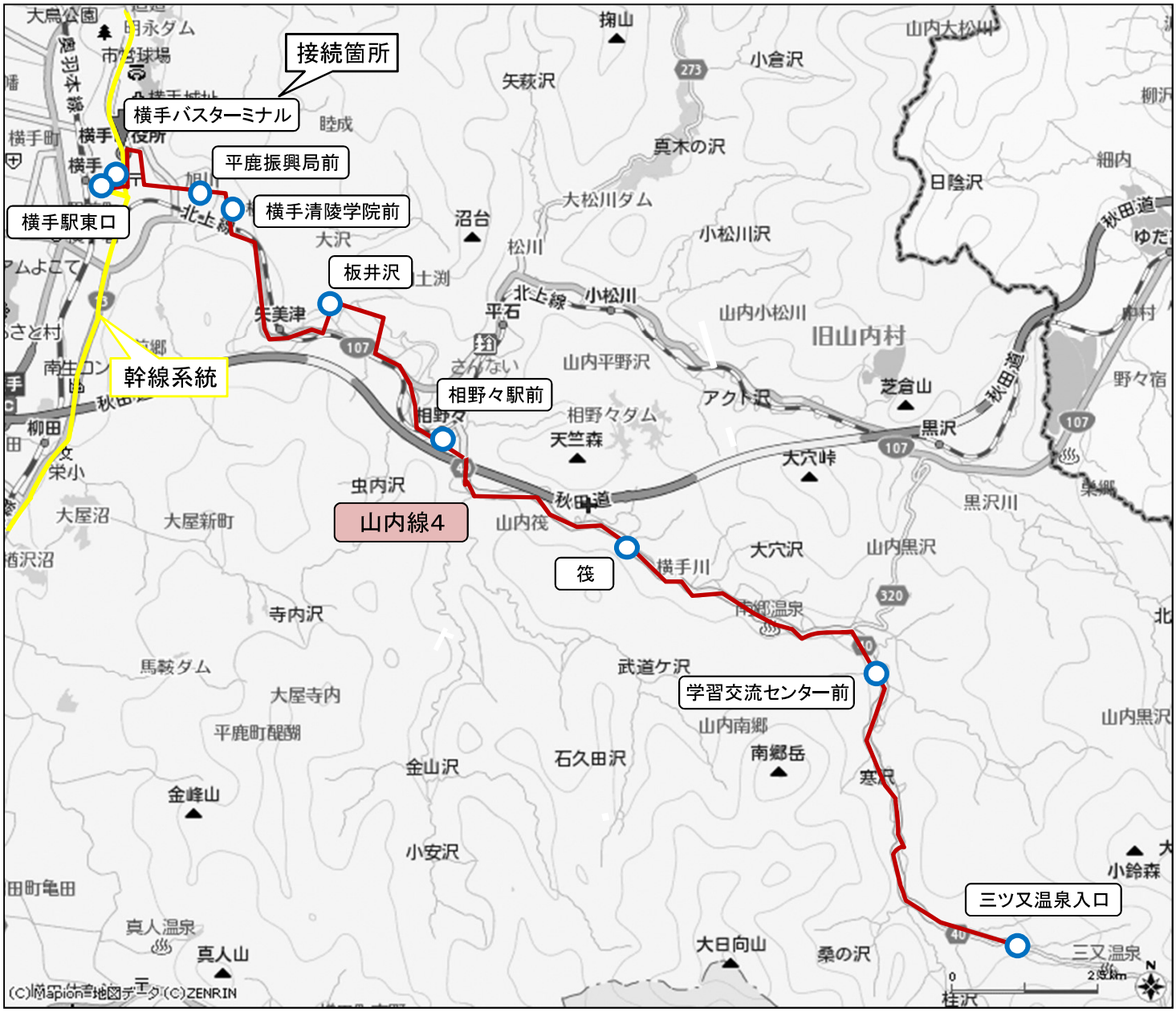

申請番号7
路線名：山内線4
距離数：往路23．9km
　　復路　0．0km

地域内フィーダー系統申請系統

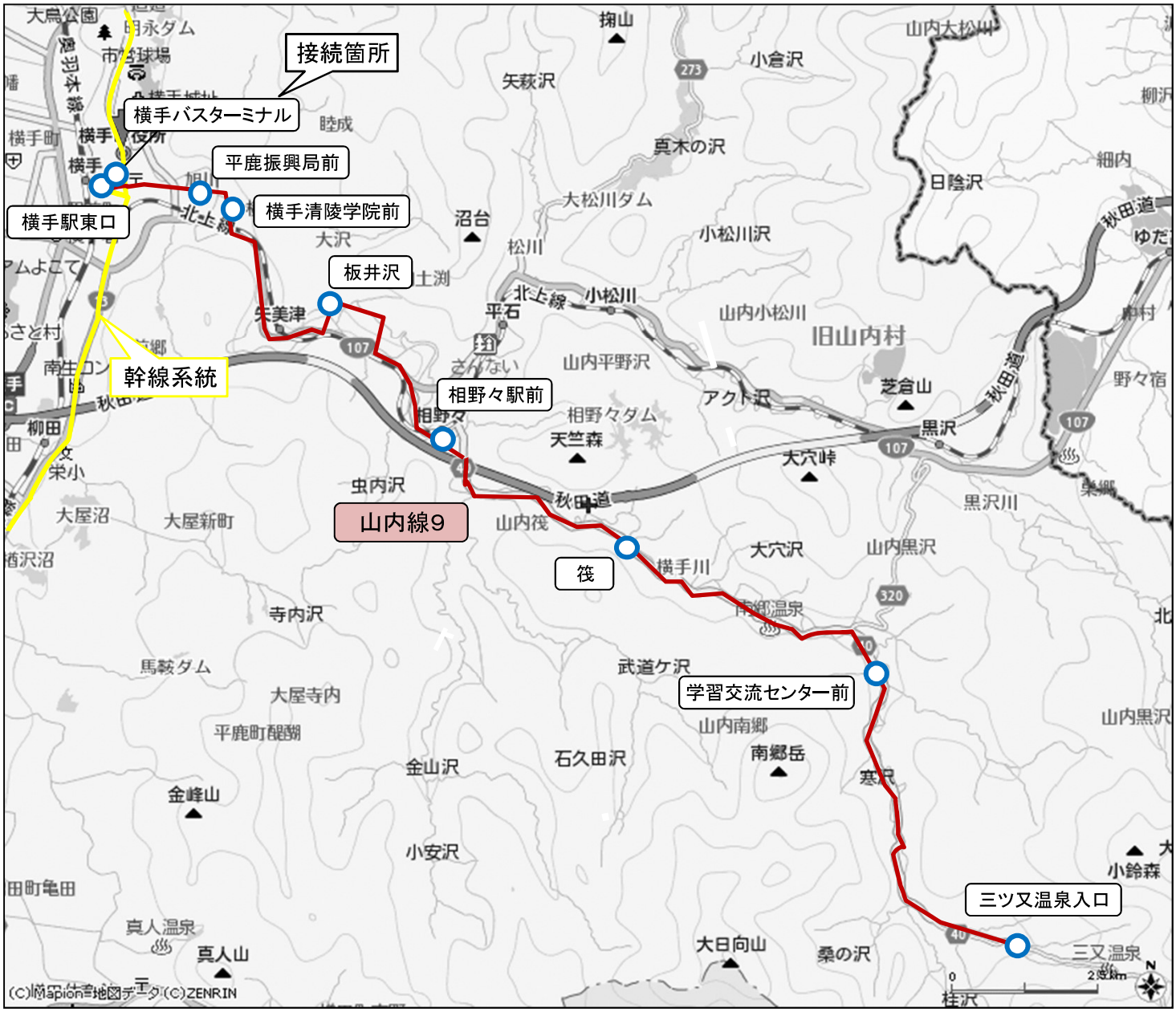

申請番号８
路線名：山内線９
距離数：往路２３．２km
　　復路　０．０km

地域内フィーダー系統申請系統

地域内フィーダー系統申請系統

ぜひ、公共交通をご利用ください！

令和6年10月版

横手デマンド交通

利用者が必要なときに予約をし、その予約に応じて運行する交通手段です。

1.運行日時

毎 日　午前7:00～午後6:00

（土･日、祝日等も運行します。）

2.利用できる方

どなたでも、ご利用できます。

（横手市民以外の方も、ご利用できます。）

3.運行範囲

横手市内全域

（中心部バスゾーンを除く。裏面参照）

「乗合型」
の交通手段だよ。

乗る場所　降りる場所

自由に
決めることができるよ。

※中心部バスゾーンでの乗降はできないから注意してね。

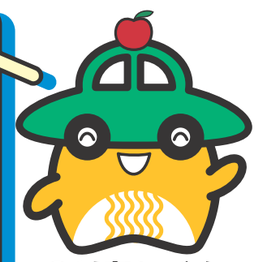

のりあいくん

4.利用方法

ご利用の1時間以上前までに、お近くのタクシー会社へご予約ください。

予約受付時間：午前7：00～午後8：00

◎電話でお伝えいただくこと
『デマンド利用であること・お名前・住所・電話番号・利用日時・人数・乗る場所・降りる場所』

末広自動車	0182-32-0305	沼館タクシー	0182-22-2020
つばめ自動車	0182-32-0654	さとみタクシー	0182-22-2650
よこてタクシー	0182-36-8580	大森タクシー	0182-26-2171
浅舞タクシー	0182-24-0109	秋南タクシー	0182-42-0047

5.利用料金

１人乗車のときと複数乗車のときとで料金が異なります。
（途中から乗り合いになった場合は、複数乗車の料金となります。）

①１人乗車のとき

料金は走行距離により異なります。

タクシーメーター料金	デマンド料金
700円～1,000円(約2kmまで)	500円
1,100円～1,600円(約3.6kmまで)	600円
1,700円～2,000円(約4.6kmまで)	800円
2,100円～2,700円(約6.5kmまで)	1,400円
2,800円～3,500円(約8.5kmまで)	1,900円
3,600円～4,100円(約10.1kmまで)	2,300円
4,200円～4,700円(約11.6kmまで)	2,800円
4,800円～5,300円(約13.2kmまで)	3,300円
5,400円～5,900円(約14.7kmまで)	3,800円
6,000円～6,500円(約16.3kmまで)	4,300円
6,600円～7,200円(約18.1kmまで)	5,000円

※1人乗車のご利用は、距離約18km
（タクシーメーター料金7,200円）までとなります。

②複数乗車のとき

料金は走行エリアにより異なります。

【単位：円】

出発地＼到着地	横　手	増　田	平　鹿	雄物川	大　森	十文字	山　内	大　雄
横　手	400	1300	800	1300	1300	1300	800	800
増　田	1300	400	800	1300	1800	800	1800	1300
平　鹿	800	800	400	800	1300	800	1300	800
雄物川	1300	1300	800	400	800	800	1800	800
大　森	1300	1800	1300	800	400	1300	1800	800
十文字	1300	800	800	800	1300	400	1800	1300
山　内	800	1800	1300	1800	1800	1800	400	1300
大　雄	800	1300	800	800	800	1300	1300	400

※ １人あたりの料金です。
（ご家族でご利用の場合でも、上記の料金×人数となります。）
※他の方との乗り合いにより、遠回りになる場合があります。

使い方はカンタン！
電話で予約するだけ！
おでかけの際は、
ぜひお気軽に
横手デマンド交通
をご利用ください。

割 引

次の方々は割引となります。

○小学生：半額
○小学生未満の乳幼児：無料
（保護者の方と一緒にご利用ください）
○障がい者割引：5割引（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方）
○障がい者の介護者に対する割引：5割引
（第１種身体障害者手帳、または療育手帳Aをお持ちの方の介護者１人）

問い合わせ先

横手市地域公共交通活性化協議会（事務局：横手市経営企画課内）
TEL 0182－35－2164　　FAX 0182－33－6061

横手市循環バス

どなたでも毎月10日・20日・30日は運賃半額！

毎日運行

小学生は100円／小学校入学前の乳幼児は無料！
その際は、保護者の方も一緒にお乗りください。

大人200円

●障がい者及び介護者は100円　●現金及び回数券のみでの取扱いのため定期券は利用できません。

横手市循環バス時刻表

● 第10便（17:00発）は土日祝日（お盆・年末年始含む）運休です。
● 各バス停留所の通過時刻は、天候・交通状況等によって多少変わることがありますのでご了承ください。

	No	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便
イオンスーパーセンター方面行き	1	横手バスターミナル	8:00	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00
	2	細谷内科医院前	8:01	9:01	10:01	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01	17:01
	3	県立衛生看護学院入口	8:01	9:01	10:01	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01	17:01
	4	教育会館前	8:01	9:01	10:01	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01	17:01
	5	神明町	8:03	9:03	10:03	11:03	12:03	13:03	14:03	15:03	16:03	17:03
	6	よねや南店前	8:05	9:05	10:05	11:05	12:05	13:05	14:05	15:05	16:05	17:05
	7	山内道角	8:07	9:07	10:07	11:07	12:07	13:07	14:07	15:07	16:07	17:07
	8	鍛冶町	8:07	9:07	10:07	11:07	12:07	13:07	14:07	15:07	16:07	17:07
	9	山田眼科医院前	8:08	9:08	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	16:08	17:08
	10	北都銀行前	8:08	9:08	10:08	11:08	12:08	13:08	14:08	15:08	16:08	17:08
	11	南小学校前	8:10	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10
	12	横手病院前	8:13	9:13	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:13
	13	横手郵便局入口	8:13	9:13	10:13	11:13	12:13	13:13	14:13	15:13	16:13	17:13
	14	蛇の崎橋	8:14	9:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14
	15	本町	8:16	9:16	10:16	11:16	12:16	13:16	14:16	15:16	16:16	17:16
	16	幸町	8:17	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17
	17	朝倉小学校前	8:18	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18
	18	関根	8:18	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18
	19	平城町	8:19	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19
	20	福嶋内科・針生皮膚科医院前	8:20	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20
	21	光明寺街区公園前	8:21	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21
	22	一の口	8:24	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24
	23	ハッピータウン	8:26	9:26	10:26	11:26	12:26	13:26	14:26	15:26	16:26	17:26
	24	三ノ口	8:28	9:28	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28
	25	大関越	8:28	9:28	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28
	26	伏山	8:29	9:29	10:29	11:29	12:29	13:29	14:29	15:29	16:29	17:29
	27	六ノ口	8:30	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30
	28	ハッピーモール	8:33	9:33	10:33	11:33	12:33	13:33	14:33	15:33	16:33	17:33
	29	バザール前	8:34	9:34	10:34	11:34	12:34	13:34	14:34	15:34	16:34	17:34
	30	平鹿総合病院前	8:38	9:38	10:38	11:38	12:38	13:38	14:38	15:38	16:38	17:38
	31	体育館前	8:40	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:40
	32	横手市役所条里南庁舎前	8:40	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:40
	33	北都銀行横手西支店前	8:41	9:41	10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:41	17:41
	34	下三枚橋	8:41	9:41	10:41	11:41	12:41	13:41	14:41	15:41	16:41	17:41
	35	グランマート横手店前	8:43	9:43	10:43	11:43	12:43	13:43	14:43	15:43	16:43	17:43
	36	南巻	8:44	9:44	10:44	11:44	12:44	13:44	14:44	15:44	16:44	17:44
	37	赤坂簡易郵便局前	8:45	9:45	10:45	11:45	12:45	13:45	14:45	15:45	16:45	17:45
	38	横手南中学校前	8:46	9:46	10:46	11:46	12:46	13:46	14:46	15:46	16:46	17:46
	39	ケーズデンキ前	8:48	9:48	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:48	16:48	17:48
	40	婦気大堤	8:48	9:48	10:48	11:48	12:48	13:48	14:48	15:48	16:48	17:48
	41	テレトラック・ウインズ横手前	8:49	9:49	10:49	11:49	12:49	13:49	14:49	15:49	16:49	17:49
	42	イオンスーパーセンター西口	8:52	9:52	10:52	11:52	12:52	13:52	14:52	15:52	16:52	17:52
	43	ヤマダ電機前	8:54	9:54	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	17:54
横手バスターミナル方面行き	39	ケーズデンキ前	8:54	9:54	10:54	11:54	12:54	13:54	14:54	15:54	16:54	17:54
	38	横手南中学校前	8:55	9:55	10:55	11:55	12:55	13:55	14:55	15:55	16:55	17:55
	37	赤坂簡易郵便局前	8:56	9:56	10:56	11:56	12:56	13:56	14:56	15:56	16:56	17:56
	36	南巻	8:57	9:57	10:57	11:57	12:57	13:57	14:57	15:57	16:57	17:57
	35	グランマート横手店前	8:59	9:59	10:59	11:59	12:59	13:59	14:59	15:59	16:59	17:59
	34	下三枚橋	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
	33	北都銀行横手西支店前	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
	32	横手市役所条里南庁舎前	9:00	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:00	17:00	18:00
	31	体育館前	9:01	10:01	11:01	12:01	13:01	14:01	15:01	16:01	17:01	18:01
	23	ハッピータウン	9:02	10:02	11:02	12:02	13:02	14:02	15:02	16:02	17:02	18:02
	24	三ノ口	9:04	10:04	11:04	12:04	13:04	14:04	15:04	16:04	17:04	18:04
	25	大関越	9:04	10:04	11:04	12:04	13:04	14:04	15:04	16:04	17:04	18:04
	26	伏山	9:05	10:05	11:05	12:05	13:05	14:05	15:05	16:05	17:05	18:05
	27	六ノ口	9:06	10:06	11:06	12:06	13:06	14:06	15:06	16:06	17:06	18:06
	28	ハッピーモール	9:09	10:09	11:09	12:09	13:09	14:09	15:09	16:09	17:09	18:09
	29	バザール前	9:10	10:10	11:10	12:10	13:10	14:10	15:10	16:10	17:10	18:10
	30	平鹿総合病院前	9:14	10:14	11:14	12:14	13:14	14:14	15:14	16:14	17:14	18:14
	22	一の口	9:15	10:15	11:15	12:15	13:15	14:15	15:15	16:15	17:15	18:15
	21	光明寺街区公園前	9:17	10:17	11:17	12:17	13:17	14:17	15:17	16:17	17:17	18:17
	20	福嶋内科・針生皮膚科医院前	9:18	10:18	11:18	12:18	13:18	14:18	15:18	16:18	17:18	18:18
	19	平城町	9:19	10:19	11:19	12:19	13:19	14:19	15:19	16:19	17:19	18:19
	18	関根	9:20	10:20	11:20	12:20	13:20	14:20	15:20	16:20	17:20	18:20
	17	朝倉小学校前	9:21	10:21	11:21	12:21	13:21	14:21	15:21	16:21	17:21	18:21
	16	幸町	9:22	10:22	11:22	12:22	13:22	14:22	15:22	16:22	17:22	18:22
	15	本町	9:23	10:23	11:23	12:23	13:23	14:23	15:23	16:23	17:23	18:23
	14	蛇の崎橋	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24
	13	横手郵便局入口	9:24	10:24	11:24	12:24	13:24	14:24	15:24	16:24	17:24	18:24
	12	横手病院前	9:27	10:27	11:27	12:27	13:27	14:27	15:27	16:27	17:27	18:27
	11	南小学校前	9:28	10:28	11:28	12:28	13:28	14:28	15:28	16:28	17:28	18:28
	10	北都銀行前	9:30	10:30	11:30	12:30	13:30	14:30	15:30	16:30	17:30	18:30
	9	山田眼科医院前	9:31	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:31	18:31
	8	鍛冶町	9:31	10:31	11:31	12:31	13:31	14:31	15:31	16:31	17:31	18:31
	7	山内道角	9:32	10:32	11:32	12:32	13:32	14:32	15:32	16:32	17:32	18:32
	6	よねや南店前	9:35	10:35	11:35	12:35	13:35	14:35	15:35	16:35	17:35	18:35
	5	神明町	9:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:37	18:37
	4	教育会館前	9:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:37	18:37
	3	県立衛生看護学院入口	9:37	10:37	11:37	12:37	13:37	14:37	15:37	16:37	17:37	18:37
	2	細谷内科医院前	9:39	10:39	11:39	12:39	13:39	14:39	15:39	16:39	17:39	18:39
	1	横手バスターミナル	9:40	10:40	11:40	12:40	13:40	14:40	15:40	16:40	17:40	18:40